

第63号議案

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年9月7日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

児童扶養手当法の一部改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることに伴い、本市の非常勤消防団員等に対する児童扶養手当と損害補償の支給調整に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「，第5号若しくは第10号」に改め，同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「，第8号，第9号又は第13号」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

参 照

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

児童扶養手当法の一部改正により，新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることに伴い，本市の非常勤消防団員等に対する児童扶養手当と損害補償の支給調整に係る規定を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

児童扶養手当法の引用規定を整理し，父子家庭に対して損害補償を支給する場合において，児童扶養手当が支給されるときは，損害補償の額を調整して支給する。

(付則第5条関係)

3 施行期日

公布の日